

業 務 水 準 書

(田布施川流域下水道)

令和 7 年度

目 次

1	対象施設	1
2	業務範囲	3
3	放流水質基準	8
4	維持管理要求水準	9
5	事業実施計画	1 0
6	有資格者に関する条件	1 2
7	流入基準	1 3
8	放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応	1 5
9	流入基準未達の場合の対応	1 6
1 0	汚泥に関する基準	1 8
1 1	運転に関する条件	1 9
1 2	引継事項	2 0
1 3	本件施設の環境計測	2 1
1 4	業務日報、月間事業報告、四半期事業報告及び年間事業報告の記載内容	2 3
1 5	指定管理料等の計算方法	2 5
1 6	リスク分担表	2 6
1 7	保険	2 8
1 8	遵守すべき関連法令、条例等	2 9

1 対象施設

(1) 施設の名称・所在地

田布施川流域下水道：幹線管渠約 6.68 km

田布施川浄化センター（オキシデーションディッチ）

所在地：熊毛郡田布施町大字麻郷字国弘屋3039番地の3

(2) 施設設計図書

1) 管渠調書

- ① 流量表
- ② 管渠縦断面図

2) 処理施設調書等

- ① 施設設計計算書（容量計算書・水理計算書）
- ② 処理場全体平面図
- ③ 処理フロー図
- ④ 水処理施設平断面図
- ⑤ 汚泥処理施設平断面図
- ⑥ 管理棟平断面図
- ⑦ 水位関係図
- ⑧ 単線結線図
- ⑨ 機器台帳、設備台帳又は設備、機器リスト(処理設備名、能力・容量、台数)
- ⑩ 処理水の再利用・・・脱水機洗浄、ポンプ冷却水、薬品溶解、散水等
- ⑪ 汚泥処分・・・別途山口県が処分委託（運搬、処分）
- ⑫ し渣処分・・・別途山口県が処分委託（運搬、処分）

(3) 運転管理上の主要な設備

- ① ポンプ送風機棟：流入ゲート、沈砂・し渣かき揚げ搬出機、主ポンプ、電磁流量計、脱臭設備、し渣脱水機、送風機等
- ② 管理棟：水処理中央監視設備、データロガー装置、空調設備
非常用発電設備等
- ③ 水処理設備：ディッチ流入スクリーン、オキシデーションディッチ、散気装置攪拌機、流量調整装置等
(1池、2池、3池)
- ④ 最終沈殿池：汚泥かき寄せ機、汚泥返送ポンプ、スカム移送ポンプ等
(1池、2池、3池)

⑤滅菌池 ：紫外線滅菌装置、雑用水設備等

⑥汚泥処理棟 ：常圧浮上機械濃縮設備、汚泥脱水機、脱臭設備、空調設備等

(4) 令和6年度末水処理施設能力

晴天時 8, 400 m³/日最大

雨天時 8, 400 m³/日最大

(5) 管渠施設

表1 管渠施設一覧

管渠ルート の名称	起 終 点	最大内の り寸法 (mm)	最小内の り寸法 (mm)	延長 (m)	公共下水 道接続点 (箇所)
田布施幹線	田布施町大字麻郷字国弘屋から 田布施町大字麻郷字水久保まで	1,350	500	5,020	7
平生幹線	平生町大字平生町字角浜から 平生町大字大野南字胡崎まで	1,350	500	1,660	5

※マンホール 15 箇所を含む

2 業務範囲

指定管理者の行う業務範囲は、以下のとおりとする。

(1) 運転管理業務

流入水の処理に必要な施設の運転操作及び監視（「9 流入基準未達の場合の対応」に示した対応を含む）

- ①管理棟の中央監視室における監視、操作、記録及び現場運転操作等の業務。
- ②中央監視室内の清掃、管理日報の作成、電気室内計器類の記録等を含む。
- ③凝集剤等の投入補充
- ④その他必要な業務

(2) 施設管理業務

① 保守点検業務

機器の正常な運転を確保するために行う日常点検、定期点検及び検知された異常に対して行う臨時点検、簡易故障修理である。

なお、定期自主点検、点検器具周辺の清掃及び各機器の機能を保つために必要な消耗品の交換費用は、下記の④に含まれるものとする。

ただし、下記の②、③に記載した定期点検業務及び清掃業務を除く。

ア 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、徴候を発見するため、原則として毎日行う点検。主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業。

イ 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食、及び摩耗状態を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため週～1年等期間を定めて行う点検。
主として測定、調整、分解清掃及び記録等の作業。

ウ 臨時点検

日常点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業。警報故障時、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために実施。

エ 定期自主点検

法の定めに従い、場内で自ら行う点検及び記録等の作業。

オ 簡易な故障修理

特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる修理。

カ 点検設備機器等周辺の清掃

機器及び設備の据付場所、水路、トラフ等の清掃、補修ペンキ塗りなどの作業。

② 下記の定期点検業務

- ・ 幹線管渠内調査業務（別紙仕様書参照）

目視又はテレビカメラにより、6.68kmを5カ年で調査し、記録表を作成する。また、DX技術の活用が見込まれる場合には、県と指定管理者が協議の上、使用の可否について決定すること。

- ・ 空調換気設備等保守点検業務（別紙仕様書参照）

- ・ 消防関係法定点検業務（別紙仕様書参照）

- ・ 地下タンク漏洩検査

（3年に1回、令和12年（15年経過）以降は年1回）

- ・ 窒素リン自動測定装置試薬補充業務（別紙仕様書参照）

③ 下記の施設の清掃業務

- ・ 滅菌池等清掃業務（適時）

④ 施設・設備の修繕及び補修業務

- ・ 予定工事を実施すること（別紙田布施川流域下水道補修工事予定表参照（上記①の保守点検業務における消耗品の交換費用等を含む。））。

- ・ 予定外工事については、県と指定管理者が協議の上、対応について決定すること。

⑤ 運転管理上必要な水質分析業務

水処理施設、汚泥処理施設の通常試験項目の分析を行う。

- ・ 週1回： 水温、透視度、pH、SS、DO、COD、SV等

- ・ 月2回： BOD、大腸菌、窒素、リン等

- ・ 試験器具は貸与するが、試薬及び消耗品は指定管理者の負担とする。

⑥ 環境緑地の維持管理等

- ・ 場内草刈等業務（浄化センター内）

- ・ 植樹帯維持管理業務（剪定、駆除、予防等）

（別紙植樹一覧表及び平面図を参照）

- ・ 一般廃棄物運搬処分業務

- ・ 産業廃棄物運搬処分業務

（3）建物の清掃業務等

- ① 管理棟・ポンプ棟、汚泥棟の清掃（適時）

- ② 管理棟警備業務（管理棟の夜間機械警備）

- ③ 建物の清掃、除草、屋外清掃等の作業

- ④ 場内設備に係る備品、材料等の整理整頓補充等

（4）業務報告等

- ① 運転データ、保守・点検業務の記録、保管
- ② 事業実施計画書の作成
- ③ 必要なユーティリティ（薬品、燃料、消耗品、電力、水道等）の手配
- ④ ユーティリティ（薬品、燃料、消耗品、電力、水道等）の管理
- ⑤ 山口県で行う見学者対応への協力
- ⑥ 水質分析結果
- ⑦ 年間作業状況

- ・ 水処理中央監視業務：昼間のみの毎日（土・日曜日、祝祭日を除く）
- ・ 保守点検業務、水質分析業務、現場操作業務、清掃業務は、指定管理者が計画策定し山口県の承認を得ることとする。

（５）負担物品及び物品の貸付け

- 1) 通常の指定管理者負担物品…表 2 参照
- 2) 工業薬品…表 3 参照
- 3) 水質試験薬品一式
- 4) 備品等の貸付け

- ・ 指定管理者は、県から本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとするが、詳細は協定において定めるものとする。
- ・ 水質試験器具及び機器の付属工具等については、県が指定管理者へ貸与するものとするが、詳細は協定において定めるものとする。
- ・ 指定管理者は、貸与を受けた器具等は、善良な管理者の注意をもって備品を管理するとともに、保守点検等メンテナンスを行うものとする。

表 2 通常の指定管理者負担物品

用 途	物 品 名	備 考
被 服	作業服、帽子 手袋・革手袋・雨合羽	夏用・冬用・安全対策 用軍手・ゴム手袋・ゴ ム長
履 物	作業靴・長靴・安全靴 胴付長靴・特殊水中靴	
安全対策用具	防災面 防塵マスク・防塵メガネ 防毒マスク ヘルメット 安全帯 安全用ロープ 同上格納ロッカー 携帯用酸素濃度測定器 携帯用酸素呼吸器 硫化水素濃度測定器	補修作業用 作業用 電気工事高所作業用 全般高所作業用
潤滑油類費	補充及び交換用オイル、 グリースなど	
点検整備及び 小修繕に係る 消耗品	ウエス、ベアリング、Vベルト、 パッキン類、Oリング、ピストンリング 、ガスケット、ボルト、ナット、配管材 、鋼材、電線、ランプ、ヒューズ、絶縁 テープ、圧力計など一般汎用品内のもの 小規模な電気関係部品、軽微な特殊品	通常の機械器具等の点 検整備に使用する材料
洗浄剤	洗浄油、ガソリン他	
燃料費	給湯ボイラ用	
塗装費	補修用塗料	
報告記録用紙	日報、月報、年報用等	
清掃用品	バケツ・ブラシ・洗剤 ジェットシーダ等	
衛生用品	石鹼・殺虫剤・消毒液・トイレットペー パー、救急薬品等	
その他	机・布団・日用品事務用品等	

表 3 工業薬品

高分子凝集剤	脱水機用
高分子凝集剤	機械濃縮用
気泡助剤	機械濃縮用
固形滅菌薬	雑用水滅菌用
砂ろ過ろ剤	雑用水処理用
その他必要な 凝集剤	水処理硫酸バンド脱硫塔 脱臭用活性炭等

《参考》

山口県で行う業務範囲は、以下のとおりとする。

(1) 定期点検等

- ・接続点流量計保守点検業務
- ・管渠内流量計清掃業
- ・監視計測システム等保守点検業務
- ・高圧受電設備法定点検業務（非常用発電設備を含む）

(2) 機器の補修・修繕（別紙補修等工事予定書参照）

(3) 田布施川流域下水道補修工事予定書にない比較的規模の大きな補修・修繕
工事

(4) 環境調査等

- ・水質分析（放流水のO157，クリプトスポリジウム）
- ・水質分析（水質汚濁防止法に基づく分析）
- ・環境調査、臭気、海域の水質、汚泥分析

(5) 汚泥運搬処分業務（し渣を含む）

3 放流水質基準

要求水準項目及び放流水質

表 4 放流水質基準

項目	放流水質協定基準	放流水質法定基準
pH	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
BOD (mg/L)	15以下	15以下
COD (mg/L)	20以下	20以下
SS (mg/L)	10以下	40以下
大腸菌数(CFU/ml)	800以下	800以下
窒素(mg/l)	10以下	25以下
リン(mg/l)	4以下	4以下

総量規制基準

項目	総量規制基準	算定方法
C O D	199.5 kg / 日	$4,986 \text{ m}^3/\text{日} \times 30 \text{ mg/l} = 149.58 \text{ kg / 日}$
		$2,494 \text{ m}^3/\text{日} \times 20 \text{ mg/l} = 49.88 \text{ kg / 日}$
T - N	159.3 kg / 日	$4,434 \text{ m}^3/\text{日} \times 25 \text{ mg/l} = 110.85 \text{ kg / 日}$
		$552 \text{ m}^3/\text{日} \times 20 \text{ mg/l} = 11.04 \text{ kg / 日}$
		$2,494 \text{ m}^3/\text{日} \times 15 \text{ mg/l} = 37.41 \text{ kg / 日}$
T - P	25.35 kg / 日	$4,434 \text{ m}^3/\text{日} \times 4 \text{ mg/l} = 17.736 \text{ kg / 日}$
		$3,046 \text{ m}^3/\text{日} \times 2.5 \text{ mg/l} = 7.615 \text{ kg / 日}$

4 維持管理要求水準

契約期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態となるよう、関係法令等を遵守した点検、調整、消耗品の交換等を行うこと。

建築物や外構、植栽等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと。

5 事業実施計画

指定管理者は、毎年度、業務開始の14日前までに、その年度の事業実施計画書を提出するものとする。

事業実施計画書は、日本産業規格A版により作成し、原則としてA4又はA3用紙とすること。事業実施計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。

(1)実施方針

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

(2)人員体制

運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（下請け関係も含む）を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

(3)安全管理体制

事故、災害等を未然に防止し、安全に業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

(4)ユーティリティの調達、使用の方法

施設の運営を行うために必要な電力、燃料、副資材等の調達方法、使用予定量等を、年間を通じての使用計画が把握できるよう記載すること。

(5)点検計画

安全で安定的に流入水を処理するための運転計画や設備点検等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。

(6)施設管理計画

施設を安定的に維持運営していくための運転指標や各施設の運転方法及び要点（ポイント）、設備点検の内容・点検頻度・点検要領、水質分析の内容・頻度、設備機器毎の点検内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃頻度・清掃要領、除草等の内容・頻度・方法、物品管理の方法、要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

(7) 緊急時等への対応

施設に事故が発生した場合その他緊急の場合の対応手順を、具体的に記載すること。以下のような場合について、各々記載する。

- ・大雨時の対応（「9 流入基準未達の場合の対応」に示す「対応可能である雨天時浸入水等」の場合と、それを上回る場合を区分して記載する、また、「9 流入基準未達の場合の対応」と矛盾しないこと）
- ・悪質排水の流入時の対応（「9 流入基準未達の場合の対応」に示す「対応可能な悪質流入水」の場合と、それに該当しない場合を区分して記載する。また、「9 流入基準未達の場合の対応」と矛盾しないこと。）
- ・台風接近時の対応
- ・その他、自然災害等の不可抗力時の対応

6 有資格者に関する条件

施設の運営に必要な有資格者を以下に示す。

- | | | |
|---|---------------------------|-----------|
| ① | 下水道法第22条第2項の有資格者 | (下水道法) |
| ② | 防火管理者 | (消防法) |
| ③ | 危険物取扱者乙種第4種 | (消防法) |
| ④ | 酸素欠乏危険作業者 | (労働安全衛生法) |
| ⑤ | クレーン運転士(玉掛け技能者) | (労働安全衛生法) |
| ⑥ | 特定化学物質等作業主任者 | (労働安全衛生法) |
| ⑦ | 電気主任技術者第3種以上 | (電気事業法) |
| ⑧ | 電気工事士第1種 | (電気工事士法) |
| ⑨ | その他労働安全関係で必要な有資格者は確保すること。 | |

7 流入基準

令和3年度から令和6年度までの流入実績より以下に示す。

(1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

表 5 流入水の水量

項 目	範 囲
時間最大揚水量($\text{m}^3/\text{時間}$)	6 7 8 以下
日最大流入水量($\text{m}^3/\text{日}$)	晴天時 8,400 以下
	雨天時 8,400 以下

(参考)年最大流入水量 ($\text{m}^3/\text{年}$) 1,301,543

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

表 6 流入水の水質

項 目	範 囲
水温 ($^{\circ}\text{C}$)	9.9 以上 28.6 未満
pH	6.7 以上 7.8 未満
BOD (mg/l)	198 未満
COD (mg/l)	199 未満
SS (mg/l)	396 未満
窒素 (mg/l)	53.6 未満
リン (mg/l)	6.5 未満

(3) 流入予測水量

運営期間中の流入予測水量は、以下のとおりである。

表 7 流入予測水量

年度	水量
令和 8 年度	3 , 2 7 0 m3/日 平均
令和 9 年度	3 , 2 4 7 m3/日 平均
令和 1 0 年度	3 , 2 3 1 m3/日 平均
令和 1 1 年度	3 , 2 1 7 m3/日 平均
令和 1 2 年度	3 , 2 0 1 m3/日 平均

8 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応

処理水の水質が、3に示す放流水質基準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

【第1段階】未達の確認、報告

- ・指定管理者は、水質分析業務により放流水質が放流水質協定基準、放流水質法定基準を満たしていないことを把握したら、速やかに山口県に報告する。

【第2段階】改善期間、改善計画書の提出

- ・放流水質協定基準未達の場合には、指定管理者は、原則として主体的に要求水準未達の原因究明を行う。
- ・放流水質法定基準未達の場合には、山口県の指導、監督に従い、指定管理者は、要求水準未達の原因究明や改善措置を行う。
- ・流入水が流入基準を満たさない場合は、山口県にて改善を行う。
- ・流入水が流入基準を満たしている場合は、指定管理者は改善計画書を作成、提出し、改善措置を実施する。
- ・原因究明、改善計画書の作成および実施にかかる費用は、指定管理者が負担する。
ただし、「やむを得ない事態」による場合は、指定管理者は上記に係る費用を山口県に請求することができる。
- ・指定管理者は、自ら水質分析を行い、改善措置の効果を確認し、放流水質基準を満足できるようになるまで、改善状況を山口県に報告する。

【第3段階】協定解除

- ・流入水が原因である場合、やむを得ない事態による場合を除き、放流水質基準を満足できない状態が継続する場合、または改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書通りに業務を行わない場合、山口県は協定を解除することができる。
なお、やむを得ない事態としては、以下を想定する。
 - ・災害により、処理施設の一部が機能停止した場合。
 - ・予期せぬ機器の故障時において、機器の修復までの期間。ただし、運転操作上のミスによる故障は除く。

9 流入基準未達の場合の対応

(1) 対応可能な悪質流入水

対応可能な悪質流入水は、以下のとおりとする。

- ・ 大量の油（臭気又は色で識別できる範囲のもの）
- ・ 大量の強酸性又は強アルカリ性の薬品（pH計にて検出できる範囲のもの）
- ・ 大量のきょう雑物

流入ゲートにおける流入水の臭気、色やpHの監視の結果、上記に示すものが流入水に混入していることが判明した場合、指定管理者は以下の措置をとる。

- ・ 指定管理者は、上記の物質がオキシデーションディッチへ流入しないよう必要な措置をとるものとする。（オイルマットによる油除去等）
- ・ 速やかに山口県に報告するものとする。

(2) 対応可能である雨天時浸入水等

降雨時には、以下の対応を取る。

- ・ 指定管理者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、沈砂池水位等の監視を行うものとする。

表 8 特定事業場の業種別箇所数 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

業 種	田布施町	平生町	計
病院		2	2
歯科医院	4	4	8
飲食店	4	9	13
食品製造			0
スーパー	2	2	4
給食センター等	1		1
給油所		2	2
洗濯業			0
その他	4	10	14
計	15	29	44

(排水の水質等)

表 9 特定事業場からの排水の水質基準値

項 目		法定基準値
pH		5 以上 9 未満
BOD (mg/l)		5 日 間 で 600mg/l 未 満
SS (mg/l)		600mg/l 未 満
ノルマルヘキサン	鉱油類含有量	5 mg/l 以下
抽出物質含有量	動植物油脂類含有量	3 0 mg/l 以下

注) これ以外にも有害物質等は別に規制値がある。

10 汚泥に関する基準

指定管理者は、脱水用高分子凝集剤、機械濃縮用高分子凝集剤、気泡助剤、雑用水滅菌薬、砂ろ過ろ剤を購入する。

購入薬品については、それぞれの機器に適合したものを選定するものとし、脱水汚泥の含水率を以下の基準に適合させる。

脱水汚泥は、ホッパーに貯留し、汚泥の運搬、処分は、別途業者が行う。

脱水汚泥の搬出時期や回数等については、別途協議の上、決定する。

表 10 脱水汚泥の基準値

項目	基準値
含水率（％）	85％以下

11 運転に関する条件

管理基準値は設定しないが、下記施設の運転においては、臭気に対して特に注意すること。

① 汚泥処理棟

※脱水汚泥搬出作業時等の臭気に対する配慮を含む。

② ポンプ送風機棟

※し渣の搬出作業時等の臭気に対する配慮を含む。

12 引継事項

指定管理者は運営期間を通じて、引継事項を記載した文書を作成する。文書は、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の指定管理者が把握できるような内容とする。以下の項目に沿って記載すること。

- (1) 総合運転したときの機能の発揮状況
- (2) 諸機械の振動、異音等の状態
- (3) 計装設備の調節状況
- (4) 運転上の特別な操作
- (5) その他留意事項

13 本件施設の環境計測

指定管理者は、水処理施設、汚泥処理施設の次の通常試験項目の分析を行う。

ア 週 1 回：水温、透視度、pH、SS、DO、COD、SV 等

イ 月 2 回：BOD、大腸菌、窒素、リン等

山口県は、法規制値遵守確認のため、以下の環境計測を行うものとする。

(1) 水質分析項目（水質汚濁防止法に基づく分析方法）

(2) 水質分析項目（放流先海域調査）

COD	2 回/年×4 箇所×2 (上・低層) = 16 検体
全窒素	
全リン	

(3) 水質分析項目（O157, クリプトスポリジウム）

各滅菌装置滅菌前後の 2 検体

(4) 臭気分析項目

測定回数 1 回/年×3 箇所 = 3 検体

測定箇所 3 箇所（脱水機棟、敷地境界、国道側民地）

(5) 汚泥分析（溶出試験、含有試験）

測定箇所 1 箇所

（溶出試験）

アルキル水銀	セレン	1 回/年
全水銀	トリクロロエチレン	
カドミウム	テトラクロロエチレン	
鉛	四塩化炭素	
有機リン	1,1,1-トリクロロエタン	
六価クロム	ジクロロメタン	
ヒ素	1,2-ジクロロエタン	
シアン	1,1-ジクロロエチレン	
PCB	シス1,2-ジクロロエチレン	
チウラム	1,1,2-トリクロロエタン	
シマジン	1,3-ジクロロプロペン	
チオベンカルブ	ベンゼン	

(含有試験)

カドミウム	1 回/年
鉛	
総クロム	
ヒ素	
総水銀	
ニッケル	

14 業務日報、月間事業報告、四半期事業報告及び年間事業報告の記載内容

業務日報、月間事業報告、四半期事業報告及び年間事業報告に記載すべき項目を記載する。

(1) 業務日報

記載事項（様式及び提出方法は別途協議）

- 1 気象
- 2 管理日報（水処理Ⅰ）
- 3 管理日報（水処理Ⅱ）
- 4 管理日報（污泥処理）
- 5 水処理点検表（日常・週例）
- 6 電気点検表
- 7 污泥処理点検表（日常・週例）
- 8 電気・空調点検表

(2) 月間事業報告

記載事項（様式及び提出方法は別途協議）

- 1 月間業務実施状況報告書（運転管理状況等）
- 2 月間業務実施状況報告書（水質試験結果）
- 3 月間污泥処理状況管理表
- 4 月間汚濁負荷量測定値（COD、窒素、リン）
- 5 機器運転時間記録
- 6 電力計記録
- 7 月間光熱使用量
- 8 月間薬品使用量
- 9 月間作業表
- 10 月間勤務予定・実施表
- 11 設備（月例・定期・年次）点検表
- 12 蓄電池6ヶ月点検記録表
- 13 自家発電運転記録
- 14 クレーン月例・6ヶ月点検表
- 15 計装機器校正：1ヶ月に1回
- 16 漏電遮断機動作試験：6ヶ月に1回
- 17 絶縁抵抗測定記録：6ヶ月に1回で、月別にローテーション設定

(3) 四半期事業報告

記載事項（様式及び提出方法は別途協議）

- 1 月間作業表
- 2 機械月例点検表
- 3 蓄電池 1 カ月、6 ヶ月点検記録表
- 4 クレーン月例・6 ヶ月点検表
- 5 計装機器校正：1 ヶ月に 1 回

(3) 年間事業報告

記載事項（様式及び提出方法は別途協議）

- 1 年間業務実施報告書（運転管理状況等）
- 2 年間作業予定・実績表
- 3 年間光熱原材料管理表
- 4 管理年報（水処理）
- 5 管理年報（污泥処理）
- 6 機械運転時間
- 7 機械年次点検表（月例と同様式）
（空調設備、圧縮機、ベルトコンベアー、移送ポンプ、減速機、送風機、水中モーター等）

(4) その他（様式及び提出方法は別途協議）

- 1 故障報告書
- 2 運転管理変更報告書
- 3 臨時点検報告書
- 4 各施設月別電力使用量実績表（様式自由）

15 指定管理料の計算方法

指定期間中の指定管理料の支払額の計算方法は、県と指定管理者が協議の上、協定において定める。

16 リスク分担表

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指 定 管理者
物価の変動	管理運営費に係る物価水準の上昇		○
金利の変動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		○
税制の改正	①施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
関連法令の改正	①施設の設置基準・管理基準に関するもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施設(設備)の損傷 損失には、修繕 工事期間中のサ ービス提供に必 要な施設の仮設 経費等を含む。	①不可抗力(県及び指定管理者のいずれの責めにも帰しがた い暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災 、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象)によるもの	○	△ (軽微)
	②管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③日常的(小規模)修繕で修復できるもの(①及び②の場合 を除く。		○
	④大規模修繕(1件当たりの所要額が10,000千円以上のもの)又は改修を要するもの(①及び②の場合を除く。)	○	
備品の損傷	①県貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
	②県貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係 るもの(所有は指定管理者に帰属)		○
支払の遅延	①県から指定管理者への指定管理料の支払遅延による 新たな資金調達の発生	○	
	②指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞 金、違約金等の発生		○
周辺地域・住民 及び施設利用者 への対応	①周辺地域との協調に関するもの		○
	②施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
	③その他	○	
個人情報情報の漏洩	①県の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定 管理者の職員の不法行為等によるもの		○

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指 定 管 理 者
管理運営に係る事故 損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの (自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故等)		○
	④その他	○	
第三者への賠償 指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、県が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
	④県が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
保険への加入	⑤指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	⑥その他	○	
業務内容の変更	①施設の設置に関するもの（火災共済保険）	○	
	②施設の管理に関するもの（施設賠償責任保険等）		○
	③流入量の増減に伴う経費の増減	協 議	
管理運営の中断	①不可抗力によるもの	○	
	②保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を上回ったことによるもの	○	
	③サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの		○
	④関係法令の変更によるもの	原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。	
	⑤施設（設備）の損傷によるもの		
	⑥管理運営に係る事故によるもの		
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		○
その他	①県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

17 保険

(1) 指定管理者の加入する保険

指定管理者は、必要に応じ自らの費用で必要な保険に加入するものとする。

(2) 山口県の加入する保険

山口県は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・ 下水道賠償責任保険
- ・ 建物共済保険

18 遵守すべき関連法令、条例等

指定管理者は業務実施にあたり、関連する環境法令、条例等を遵守しなければならない。

- ① 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ② 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ③ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ④ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ⑤ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ⑥ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ⑦ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑨ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ⑩ 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）
- ⑪ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ⑫ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑬ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- ⑭ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ⑮ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑯ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ⑰ 山口県公害防止条例（昭和 47 年山口県条例第 41 号）
- ⑱ 山口県流域下水道条例（昭和 61 年山口県条例第 1 号）
- ⑲ 山口県流域下水道規則（平成 17 年山口県規則第 121 号）
- ⑳ 山口県流域下水道維持管理要綱
- ㉑ 山口県情報公開条例（平成 9 年山口県条例第 18 号）
- ㉒ 山口県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年山口県条例第 40 号）
- ㉓ その他関連法令

田布施川流域下水道補修工事予定表(1)

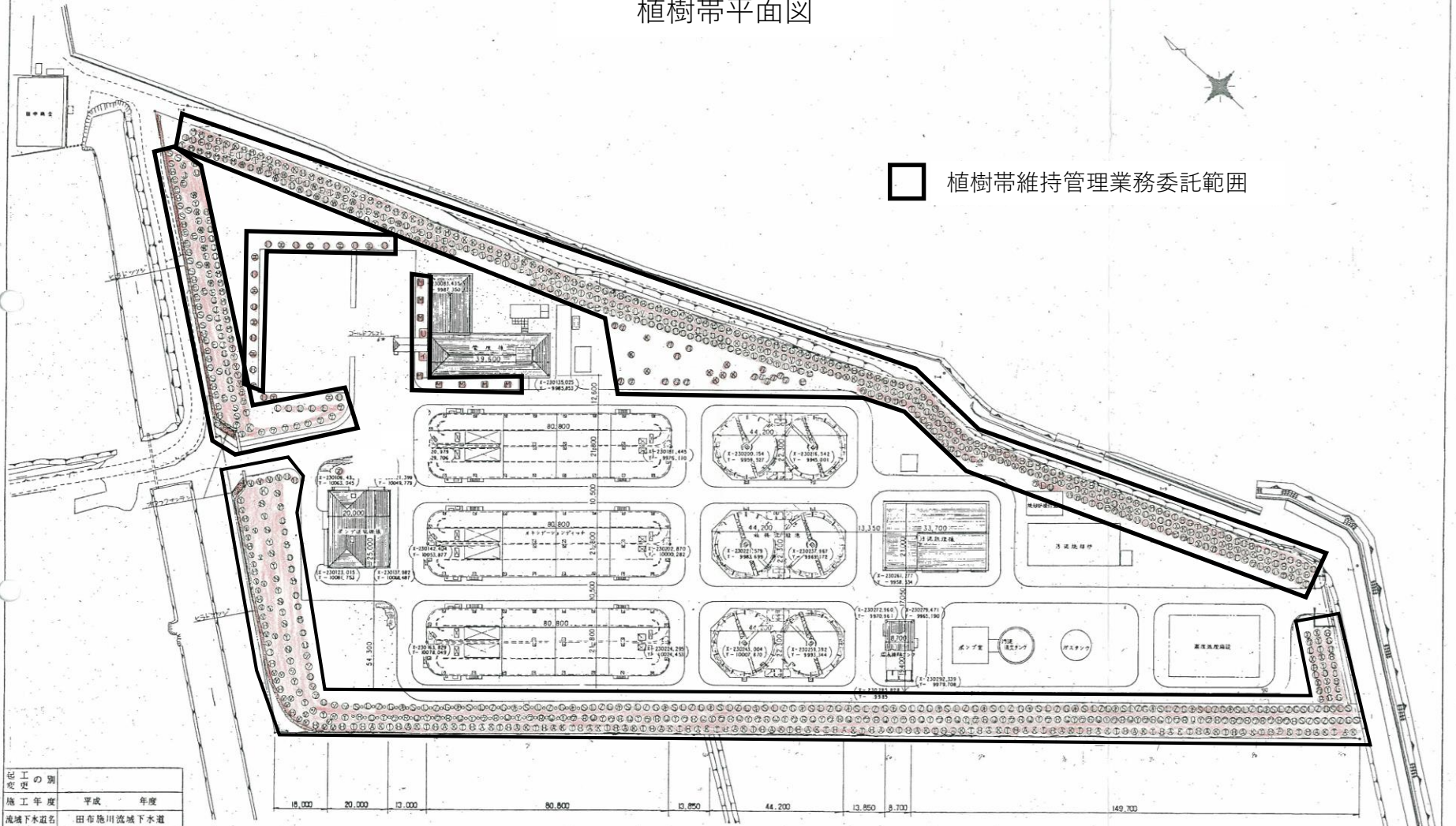
分類	機器名	点検 周期	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
①沈砂池関係	主流入ゲート(バルコン部)	7				○						
	No.1流入ゲート(バルコン部)	10						指定管理者				
	No.2流入ゲート(バルコン部)	10							指定管理者			
	No.1-1汚水ポンプ	5			○			指定管理者				
	No.1-2汚水ポンプ	5			○					指定管理者		
	No.2-1汚水ポンプ	5	○								指定管理者	
	No.2-2汚水ポンプ	5					○					指定管理者
	床排水ポンプ(2台)	10							指定管理者			指定管理者
	No.1ポンプ井攪拌機	10			○							
	No.2ポンプ井攪拌機	10		○								
	吸引ファン(沈砂池)	10										
	No.1自動スクリーン	10										
	シサ洗浄機	15										
	シサ脱水機	15										
	シサ搬出機関係	15										
	脱臭活性炭交換(水処理)	10	○									
	シサ・沈砂ホッパー	20										
②水処理関係	デッチ流入スクリーン	15										
	水中プロベラ No.1-1	5			○							
	水中プロベラ No.1-2	5					○					
	水中プロベラ No.2-1	5		○								
	No.1終沈サイクロ減速機	7	○							指定管理者		
	No.2終沈サイクロ減速機	7	○							指定管理者		
	No.3終沈サイクロ減速機	7		○						指定管理者		
	送風機1-1	5						指定管理者				
	送風機1-2	5						指定管理者				
	送風機2号(2-1)	5						指定管理者				
	送風機3号(2-2)	5	○					指定管理者				
	散気盤(1池)	10	○									
	散気盤(2池)	10	○									
	散気盤(3池)	10										
	返送汚泥ポンプ1-1-1(1池)	6			○						指定管理者	
	返送汚泥ポンプ1-1-2(1池)	6		○						指定管理者		
	返送汚泥ポンプ1-2-1(2池)	6					○					
	返送汚泥ポンプ1-2-2(2池)	6					○					
	返送汚泥ポンプ2-1-1(3池)	6	○				○					
	返送汚泥ポンプ2-1-2(3池)	6	○			○						
	ポンプ吊上機(1系)	10	○									
	ポンプ吊上機(2系)	10										
	No.1終沈スカム移送ポンプ	7				○						
	No.2終沈スカム移送ポンプ	7			○							指定管理者
	No.1ODスカム移送ポンプ	7										
	No.2ODスカム移送ポンプ	7							指定管理者			
	No.1OD池空気切替弁	7		○							指定管理者	
	No.2OD池空気切替弁	7		○							指定管理者	
	No.3OD池空気切替弁	7		○						指定管理者		
	No.1OD余剰引抜弁	7		○								指定管理者
	No.2OD余剰引抜弁	7		○								指定管理者
	No.3OD余剰引抜弁	7		○							指定管理者	
	No.1ODスカム引抜弁	10								指定管理者		
	No.2ODスカム引抜弁	10							指定管理者			

田布施川流域下水道補修工事予定表(2)

分類	機器名	点検 周期	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
③減菌関係	紫外線滅菌装置(No.2)	1		○			○					
	紫外線滅菌装置(No.3)	1	○		○							
	消泡水ポンプ	15										
	ろ過水槽攪拌機(滅菌)	10		○								
	No.1ろ過給水ポンプ(水処理)	15				○						
	No.2ろ過給水ポンプ(水処理)	15				○						
	ろ過移送ポンプ1	10						指定管理者				
	ろ過移送ポンプ2	10						指定管理者				
	ろ過原水ポンプ1	10	○									
	ろ過原水ポンプ2	10	○									
	オートストレーナー	10		○								
	No.1砂ろ過設備	10										
	No.2砂ろ過設備	10										
	No.1次亜塩素素ポンプ	15						指定管理者				
	No.2次亜塩素素ポンプ	15						指定管理者				
④汚泥処理関係	常圧浮上装置	5				○	○					
	汚泥脱水機1号	5			○							
	汚泥脱水機2号	5			○							
	ケーキ搬出コンベアー	10										
	ケーキホッパー	15										
	シサホッパー	15										
	濃縮槽攪拌機 1号	6				○					指定管理者	
	濃縮槽攪拌機 2号	6	○					指定管理者				
	原汚泥槽攪拌機	6				○		指定管理者				
	分離液槽攪拌機	10		○								
	ろ過水槽攪拌機(汚泥)	10		○								
	No.1ろ過給水ポンプ(汚泥)	15			○							
	No.2ろ過給水ポンプ(汚泥)	15			○							
	No.1原汚泥供給ポンプ	6		○					指定管理者			
	No.2原汚泥供給ポンプ	6		○						指定管理者		
	No.1分離液移送ポンプ	7				○						
	No.2分離液移送ポンプ	7				○						
	消化汚泥供給ポンプNo.1-1	7			○							指定管理者
	消化汚泥供給ポンプNo.1-2	7			○							指定管理者
	消化汚泥供給ポンプNo.1-3	7				○						
	No.1-1脱水機薬品注入ポンプ	7			○						指定管理者	
	No.1-2脱水機薬品注入ポンプ	7			○						指定管理者	
	No.1-3脱水機薬品注入ポンプ	7										
	No.1-1機械濃縮凝集剤ポンプ	7						指定管理者				
	No.1-2機械濃縮凝集剤ポンプ	7						指定管理者				
	スラム分離機	10					○					
	No.1起泡助剤注入ポンプ	7				○						
	No.2起泡助剤注入ポンプ	7				○						
	床排水ポンプ(4台)	10			○							
	吸引ファン(汚泥)	10			○							
	脱臭活性炭交換(汚泥)	5	○									
⑤その他	流量計補修											
	CVCF蓄電池(管理・汚泥棟)											
	自家発電スターター											
	水質測定器関係					○						
	水質試験器具関係	1	○		○	○		指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者
	空気圧縮機(水処理)	7	○								指定管理者	指定管理者
	空気圧縮機(汚泥処理)	7			○			指定管理者			指定管理者	
	除湿機(汚泥処理)	7			○							指定管理者
	空調換気設備	5	○			○			指定管理者			
	消防設備	5	○					指定管理者				

田布施川浄化センター 植樹帯平面図

□ 植樹帯維持管理業務委託範囲



記号の別	
施工年度	平成 年度
流域下水道名	田布施川流域下水道
施工場所	田布施町大字麻郷地内
図種	全体計画平面図
縮尺	1:600
図面番号	全 案の内 案

植樹一覧表

樹 種	規格			本数	予防(月) マシン油	摘要
	高さ(H)	幅(W)	幹周(C)			
アラカシ	5.0	5.0	1.50	28	12～1	
シラカシ	5.0	4.0	0.60	28		
サンシュユ	2.0	2.0	—	7		
スタジイ	6.0	5.0	0.60	33		
モチノキ	—	—	—	0		
フサアカシア	—	—	—	0		
サンゴジュ	3.0	3.0	0.40	58		
ホルトノキ	4.0	3.0	0.35	52		
イロハモミジ	5.0	5.0	0.50	10		
サルスベリ	3.0	2.0	0.20	21		
クロガネモチ	4.0	3.0	0.50	80		
モッコク	3.0	2.0	0.30	46		
マテバシイ	6.0	0.6	0.60	60		
ノムラモミジ	3.0	2.0	0.25	6		
オオシマザクラ	6.0	6.0	1.00	36		
カナメモチ	5.0	4.0	0.40	6		
コブシ	6.0	3.0	0.04	6		
ヤマボウシ	2.0	1.0	0.20	19		
サザンカ	3.0	2.0	0.25	37		
タブノキ	5.0	4.0	0.50	31		
ウバメガシ	6.0	6.0	0.79	24		
ヤブツバキ	3.0	3.0	0.25	52		
ハクモクレン	3.0	2.0	0.18	7		
メタセコイヤ	5.0	4.0	0.80	37		
ヤマモモ	4.0	4.0	0.40	42		
ユズリハ	4.0	3.0	0.25	20		
イヌマキ	6.0	2.0	0.80	1		
ウメ(白)	4.0	4.0	0.09	34		
エノキ	5.0	4.0	0.80	16		
カキ	3.0	2.0	0.20	26		
クロマツ	4.0	2.0	0.45	11		スミパイン
ケヤキ	7.0	6.0	0.77	10		
ゴールドコースト	—	—	—	0		
クスノキ	8.0	6.0	0.80	1		
ソメイヨシノ	3.5	1.2	0.15	16		
タイザンボク	2.5	1.5	0.20	1		
ナツツバキ	—	—	—	0		
ナンキンハゼ	—	—	—	0		
ネズミモチ	2.0	2.0	0.20	19		
ハッサク	—	—	—	0		
ビワ	2.0	1.0	0.09	16		
ヒラドツツジ	0.5	—	—	414		
オタフクナンテン	0.2	—	—	300		

合計

1611